

埼玉県男女共同参画推進会議設置要綱

＜平成9年6月20日知事決裁＞

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現に関する施策を、総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会実現に関する施策の企画・調整に関すること。
- (2) 埼玉県男女共同参画基本計画の推進に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関すること。

(構成)

第3条 推進会議は議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は知事とする。
- 3 副議長は人権・男女共同参画課を所管する副知事の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は別表1の職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

第5条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、県民共生局長の職にある者をもって充てる。
- 4 副幹事長は、人権・男女共同参画課長の職にある者をもって充てる。
- 5 幹事は、別表2の職にある者をもって充てる。
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集し、主宰する。
- 7 幹事長は必要に応じ、検討事項ごと一部の構成員により幹事会を開催することができる。
- 8 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 9 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(男女共同参画推進員の設置)

第6条 埼玉県男女共同参画基本計画を効果的に推進するため、各所属長は、各所属において副課長級の職にある者（副課長級の職を置かない課所室にあっては、総務を担当する主幹級の職にある者）を男女共同参画推進員として指定し設置する。なお、教育委員会及び警察本部における指定方法は、教育局総務課長、警察本部総務課長が別途定めるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、人権・男女共同参画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 6 月 2 0 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 7 月 1 0 日から施行する。

ただし、第 6 条の規定は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

副知事、公営企業管理者、下水道事業管理者、知事室長、統括参事、報道長、
企画財政部長、総務部長、県民生活部長、危機管理防災部長、環境部長、福祉部長、
保健医療部長、産業労働部長、農林部長、県土整備部長、都市整備部長、会計管理者、
教育長、警察本部長、議会事務局長、監査事務局長、人事委員会事務局長、
労働委員会事務局長

別表２（第５条関係）

部 局 名	職 員
企画財政部	企画総務課長 計画調整課長 行政・デジタル改革課長 交通政策課長
総務部	人事課長 学事課長 入札審査課長
県民生活部	県民広聴課長 広報課長 共助社会づくり課長 国際課長 文化振興課長 青少年課長

	スポーツ振興課長 消費生活課長 防犯・交通安全課長
危機管理防災部	危機管理課長 消防課長 災害対策課長
環境部	環境政策課長
福祉部	福祉政策課長 社会福祉課長 高齢者福祉課長 地域包括ケア課長 障害者福祉推進課長 障害者支援課長 福祉監査課長 こども政策課長 こども支援課長 こども安全課長
保健医療部	保健医療政策課長 感染症対策課長 国保医療課長 医療整備課長 医療人材課長 健康長寿課長 疾病対策課長 薬務課長
産業労働部	産業労働政策課長 産業支援課長 企業立地課長 金融課長 雇用・人材戦略課長 就業支援課長 産業人材育成課長
農林部	農業政策課長 農業支援課長
県土整備部	県土整備政策課長 建設管理課長 道路街路課長 道路環境課長
都市整備部	都市整備政策課長 公園スタジアム課長 建築安全課長

	住宅課長 営繕課長
会計管理者	出納総務課長
企業局	総務課長
下水道局	下水道管理課長
議会事務局	総務課長
監査事務局	監査第一課長
人事委員会事務局	総務給与課長
労働委員会事務局	審査調整課長
教育局	総務課長 県立学校人事課長 高校教育指導課長 保健体育課長 小中学校人事課長 義務教育指導課長 生涯学習推進課長 人権教育課長
警察本部	総務課長